

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

○地籍調査事業計画の変更	(地域復興支援課)	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(障害福祉課)	二
○家畜伝染病の発生	(畜産課)	二
○保安林の指定の解除の予定(二件)	(森林整備課)	二
○保安林の指定施業要件の変更	(同)	二
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(同)	三
○道路の区域変更	(道路課)	四
○道路の供用開始	(同)	四
○都市計画変更案の縦覧	(都市計画課)	四
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(同)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(九件)	(道路課)	五

告 示

○宮城県告示第七号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、平成二十九年度地籍調査事業計画を次のとおり変更した。

平成二十九年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1

一 調査を行う者の名称
白石市

変更前	字人生一番等二十八単位区域
変更後	字人生一番等二十八単位区域及び字人生一番等二十八単位区域の一部

二 調査地域

地籍調査費負担金交付決定の日から平成三十年三月三十一日まで

2

一 調査を行う者の名称
大崎市

二 調査地域

変更前	古川清滝字樋ノ脇等九単位区域 古川清滝字新町田等六単位区域 古川斎下字寺前等二十二単位区域
変更後	古川清滝字樋ノ脇等九単位区域 古川清滝字新町田等七単位区域 古川長岡字新関太郎等八十二単位区域(数値情報化)

三 調査期間

地籍調査費負担金交付決定の日から平成三十年三月三十一日まで

3

一 調査を行う者の名称
川崎町

二 調査地域

変更前	大字川内字大鳥谷山等一部四単位区域 大字川内字熊野山等一部四単位区域
変更後	大字川内字大鳥谷山等一部四単位区域 大字川内字熊野山等一部四単位区域 大字小野字釜場山等一部九単位区域(地籍集成図の作成)

三 調査期間

地籍調査費負担金交付決定の日から平成三十年三月三十一日まで

○宮城県告示第千八百号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十九年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一〇九一五〇三七	ケア・サービス・ワタナベ 多賀城市鶴ヶ谷二丁目三十七番五号	居宅介護 重度訪問介護	株式会社ケア・サービス・ワタナベ	平成二十九年十一月三十日

○宮城県告示第千九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十九年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 家畜伝染病の種類
ヨーネ病
 - 二 畜種
牛（黒毛和種）
 - 三 患者及び疑似患者の区分並びにその頭数
患者 一頭
 - 四 発生の場所又は区域
栗原市
 - 五 発生日月
平成二十九年十一月一日
 - 六 患者の取扱
法令殺
- 宮城県告示第千十号
- 森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所
気仙沼市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備えて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千十一号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所
岩沼市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
 - 三 解除の理由
指定理由の消滅
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び岩沼市役所に備えて縦覧に供する。）
- 宮城県告示第千十二号
- 森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
- 平成二十九年十一月十四日
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大崎市松山金谷字槐畑一の一、六、一四、一五の一、一五の二、一六（次の図に示す部分に限る。）、二〇の一、二四、二五、二九、三〇の一、三〇の二、三五、三六、三八、四〇、四二、四五、四七、

四八、五〇、五三、五四の一（次の図に示す部分に限る。）、六一の一、六二の一、六二の四、六三、六七の一、六九、七一、七三、七四、七六、七九、八五、一〇七、一〇八、一二〇から一二三まで、一三〇、一三一、一三七、一三九、字舟ヶ沢二九の一から二九の三まで、四二、四八、五六のから五六の三まで、五八から六一まで、六三、六四、七〇から七二まで、八四から八六まで、八九、九〇、九〇の二、松山下伊場野字中ノ谷七九（次の図に示す部分に限る。）、字石宮五〇の六（次の図に示す部分に限る。）、字姥乳八の一、八の三二から八の三四まで、八の二九、八の二七七

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

気仙沼市早稲谷二七五の八、本吉郡南三陸町志津川字森山一・八・九の一（以上三筆については次の図に示す部分に限る。）、九の二、七〇、七一、八三の二、八四の一、八四の二、八五、八六の三、八八の二

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町戸倉字上沢前一二三の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字上沢前一二三の一（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町戸倉字上沢前一二三の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字上沢前一二三の一（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）並びに気仙沼市役所及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 文字下細倉線

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
栗原市鶯沢字南郷四ツ岩八一番一三地先から		前	後	二・五	二六・七	三六・九	
同市鶯沢字南郷四ツ岩八一番一三地先まで		後	前	二・五	三八・二	三六・九	

○宮城県告示第千十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
県 道	文字下細倉線	栗原市鶯沢字南郷四ツ岩八一番一三地先から同市鶯沢字南郷四ツ岩八一番一三地先まで	平成二十九年十一月十四日

○宮城県告示第千十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画道路

2 名称 三・四・一四号七窪蛇田線

三・五・一九号運河内海橋線

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 追加しようとする土地の区域

石巻市清水町一丁目、石巻字清水尻、田道町一丁目の各一部

2 廃止しようとする土地の区域

石巻市田道町一丁目、清水町二丁目、石巻字清水尻、駅前北通り四丁目、南中里三丁目、南中里四丁目、大街道北四丁目、貞山二丁目、貞山三丁目、貞山四丁目、錦町、西山町、山下町一丁目の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、石巻市役所（建設部都市計画課）

四 縦覧期間

平成二十九年十一月十四日から平成二十九年十一月二十八日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第千十七号

大崎市から大崎広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
 - 1 種類 大崎広域都市計画道路
 - 2 名称 三・五・二十号稲葉小泉線
- 二 縦覧場所
宮城県庁(土木部都市計画課)

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品及び納入予定数量
 - 1 凍結防止剤(粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県北部土木事務所管内分)(単価契約) 千六百九十九トン
 - 2 凍結防止剤(液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県北部土木事務所管内分)(単価契約) 四十九キロリットル
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県北部土木事務所 宮城県大崎市古川旭四丁目一番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十九年十月十三日
- 四 落札者の名称及び所在地
 - 1 一の1の購入物品 塩元売協同組合東北支部 仙台市宮城野区日の出町三丁目三番二十号
 - 2 一の2の購入物品 株式会社ハイウェイとうほく 仙台市泉区永和台三十五番一号
- 五 落札金額
 - 1 一の1の購入物品 十三円十三銭二厘(一キログラム当たり)
 - 2 一の2の購入物品 四十六円四十四銭(一リットル当たり)
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十九年八月二十二日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品及び納入予定数量 凍結防止剤(粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮

城県大河原土木事務所管内分)(単価契約) 千四百二十トン

- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県大河原土木事務所 宮城県柴田郡大河原町字南一二九番地一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十九年十月十三日
- 四 落札者の名称及び所在地 株式会社東日本ソルト 仙台市宮城野区日の出町三丁目三番二十号
- 五 落札金額 十一円六十六銭四厘(一キログラム当たり)
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十九年八月二十九日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る役務の名称及び数量 大河原土木事務所管内LED道路照明灯具及び関連機器の賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県土木部道路課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十九年十月十日
- 四 落札者の名称及び所在地 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社東北支店 仙台市青葉区中央一丁目六番三十五号
- 五 落札金額 四千六百七十七万五千二百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十九年八月二十九日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る役務の名称及び数量 仙台土木事務所管内LED道路照明灯具及び関連機器の賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県土木部道路課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十九年十月十日

- 四 落札者の名称及び所在地 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社東北支店 仙台市青葉区中央一丁目六番三十五号
- 五 落札金額 一億七百二十一万九千七百六十四円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十九年八月二十九日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十九年十一月十四日

- 一 落札に係る役務の名称及び数量 北部土木事務所管内LED道路照明灯具及び関連機器の賃貸 借 一式 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県土木部道路課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

- 三 落札者を決定した日 平成二十九年十月十日
- 四 落札者の名称及び所在地 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社東北支店 仙台市青葉区中央一丁目六番三十五号
- 五 落札金額 四千八百八十五万六千九百九十一円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十九年八月二十九日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る役務の名称及び数量 栗原地域事務所管内LED道路照明灯具及び関連機器の賃貸 借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県土木部道路課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十九年十月十日
- 四 落札者の名称及び所在地 東京センチュリー株式会社東北支店 仙台市青葉区一番町三丁目一番一号
- 五 落札金額 二千四百三十九万六千四百二十二円

- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十九年八月二十九日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十九年十一月十四日

- 一 落札に係る役務の名称及び数量 登米地域事務所管内LED道路照明灯具及び関連機器の賃貸 借 一式 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県土木部道路課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

- 三 落札者を決定した日 平成二十九年十月十日
- 四 落札者の名称及び所在地 東京センチュリー株式会社東北支店 仙台市青葉区一番町三丁目一番一号
- 五 落札金額 三千二百二十六万四千七百七十九円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十九年八月二十九日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る役務の名称及び数量 東部土木事務所管内LED道路照明灯具及び関連機器の賃貸 借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県土木部道路課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十九年十月十日
- 四 落札者の名称及び所在地 東京センチュリー株式会社東北支店 仙台市青葉区一番町三丁目一番一号
- 五 落札金額 三千三百六十三万九千二百三十五円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十九年八月二十九日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る役務の名称及び数量 気仙沼土木事務所管内LED道路照明灯具及び関連機器の賃借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県土木部道路課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十九年十月十日

四 落札者の名称及び所在地 東京センチュリー株式会社東北支店 仙台市青葉区一番町三丁目一番号

五 落札金額 二千二百六十九万五千九百四十円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十九年八月二十九日